

令和8年度職長・安全衛生責任者 教育のご案内

神戸東労働基準協会

労働安全衛生法第60条により、政令に定める業種に該当する場合、新たに職務に就いたことになった職長及び労働者を直接指導又は監督する者に対しては、安全衛生教育の実施が義務付けられています。また、労働安全衛生法第16条により、建設業に態様する業種においては、安全衛生責任者を選任しなければなりません。

下記のとおり教育を開催いたしますのでご案内いたします。

なお、労働安全衛生法施行令の改正により、令和5年4月1日より、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「食料品製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業(※)を除く)」「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに追加されました。※はすでに職長教育の対象

講習日時

4月2日(木) 8:50-17:00

4月

4月3日(金) 8:50-17:30

職長・安全衛生責任者教育 2日(木)、3日(金)



講習場所

(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティーセンター

神戸市灘区浜田町4-1

JR「六甲道駅」より南へ徒歩約15分

阪神「新在家駅」より南へ徒歩7分

会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車等の駐車場所はありません)

料金(請求書は、web申し込みマイページより、ダウンロードください)

税込	合計	内訳	受講料	テキスト
会員 ※	17,050 円		15,400 円	1,650 円
非会員	19,250 円		17,600 円	

料金は、申込日から15~20日以内をメドに下記口座へ振込願います。
ただし、締切日直前の申込の場合は、講習5日前までに振込願います。
振込口座 三井住友銀行 三宮支店 普通口座 3192216
神戸東労働基準協会 振込手数料はご負担下さい

※神戸東、神戸西労働基準協会員

定員 各回 50名 締切：講習初日の7日前 定員になり次第締め切ります。

申込方法と注意事項

兵庫労働基準連合会・協会 web 予約システムよりお申込み下さい(注)予約入力時外国籍の方は、在留カード等に記載の氏名を入力下さい

- 納入された受講料は、返金いたしませんが、受講者の変更は可能なので、受講日の5日前までに申出下さい。
- 受講日に欠席、遅刻、早退された方等は、講習時間不足につき、修了証は交付いたしません。
- ご提出の個人情報は、当事務所が責任をもって管理し本講習以外の目的には使用しません。

受講時準備品

受講票、筆記用具、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書、在留カード等)印鑑、昼食、等

カリキュラム

	講習科目	規定時間
1日目	8:30-8:50 受付	30分
	8:50-9:00 オリエンテーション	
	9:00-9:30 職長の役割	
	9:30-12:05 労働者に対する指導または監督の方法に関すること(含む休憩5分)	
	12:05-12:50 昼食休憩	
	12:50-15:00 作業方法の決定及び労働者の配置に関する事(含む休憩10分)	
	15:00-17:00 その他現場監督として行うべき労働災害防止活動に関する事	
2日目	8:30-8:50 受付	4時間
	8:50-9:00 オリエンテーション	
	9:00-12:05 危険又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事(含む休憩5分)	
	12:05-12:50 昼食休憩	
	12:50-13:55 危険又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事(含む休憩5分)	
	13:55-15:30 異常時等における措置に関する事(含む休憩5分)	
	15:30-17:30 安全衛生責任者の職務等統括安全衛生管理の進め方	
	17:30- 修了証交付	

兵庫労働基準連合会・協会

web 予約システム

[申込はこちら](#)

